

令和5年3月3日

事業主・健康保険委員 様

東京都家具健康保険組合  
理事長 山口 貞雄  
(公印省略)

## 令和5年度収入支出予算と事業計画について

平素より当健康保険組合の事業運営に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、去る2月15日に開催されました第141回組合会において決定されましたので、ご連絡いたします。

令和5年度予算編成における基礎数値は、令和4年度の推移・傾向を踏まえ、次のように算出しました。

平均被保険者数は、令和4年10月に施行された短時間労働者の適用拡大への切り替えに伴う増加や50名規模の事業所の倒産による減少はあったものの、比較的堅調に推移していることから、過去3年間の前月比平均率を乗じて算出しました。

平均標準報酬月額は、令和3年度の算定時にはコロナ禍から回復し、その後は、令和4年度に入っても順調に推移しています。10月に短時間労働者の適用拡大により一時的に減少したものの、基本的には安定基調にあります。したがって、短時間労働者の適用拡大の影響を反映した令和4年10月末の標準報酬月額を土台に、令和4年度の前月標準報酬月額に対する当月の標準報酬月額の増減率を乗じて算出しました。

賞与支給総額(月数)については、令和4年度前半における賞与支給総額は、ここ数年で最も多かった令和3年度実績を上回って推移してきましたが、年度後半に来て令和3年度実績に近づきつつあります。このような状況を踏まえ、令和5年度の賞与支給総額については、令和3年度実績を基に、健康保険で236億3千万円(2.44ヶ月)、介護保険で160億4千万円(2.50ヶ月)と見込んでいます。

これにより、前年度予算に対し、平均被保険者数は0.8%の減少、平均標準報酬月額は1.5%の増加、平均賞与支給額(1人当たり金額)は7.7%の増加となり、保険料収入は138億1千万円、前年度予算比1.7%(2億3千万円)の増加を見込みました。

一方、支出予算の5割程を占める保険給付費については、各項目(科目)の令和4年度被保険者一人当たり見込額に、過去2年間の増減率の平均を乗じ、更には、法律改正(出産育児一時金の増額、診療報酬改定(薬剤)等)による影響率の修正を加えて算出しました。その結果、保険給付費は、前年度予算比5.5%(4億円)増加の77億万円を見込みました。

また、高齢者医療費に係る納付金・支援金については、国等からの基礎数値を基に算出し、後期高齢者支援金が、前年度予算比12.0%(3億5千万円)増加、前期高齢者納付金が、前年度予算比9.1%(2億1千万円)増加することとなり、納付金等の総額では、前年度予算比10.7%(5億7千万円)増加の58億7千万円を予算計上しました。

加入者の健康管理事業に係る保健事業費については、前年度予算比2.5%(2千万円)増加の9億2千万円を予算計上しました。

これらの結果、一般勘定の収入総額（繰越金及び繰入金を除く）、142億9千万円に対し、支出総額（予備費除く）は150億3千万円となり、7億4千万円の収入不足が生じることとなりました。この不足分については、令和4年度決算見込み残の5億8千万円全額を繰越金として組み入れるとともに、なお不足する分に予備費計上分（保険給付費の増加や保険料収入の下振れ等による減少の備え）を加えた2億6千万円は別途積立金を取り崩し、繰入金として組み入れることにより対応することとします。

これにより、令和5年度の一般勘定の予算総額は151億3千万円となりました。

なお、保険料率は繰越金及び繰入金の対応により、現行の100%を維持することとしました。

介護勘定については、介護納付金が前年度予算比7.3%（1億1千万円）増加の16億7千万円に対し、保険料収入が16億7千万円となることから、不足分については、令和4年度の決算見込み残の9千万円全額を繰越金として組み入れることにより対応し、保険料率は現行の18%を維持することとしました。

なお、繰越金の組み入れ後の収支残については、保険料収入の下振れ等による減少に備え予備費に計上しました。

当健康保険組合は、加入者の皆さまが健やかな毎日を過ごすことができるよう、別紙の各種事業に取り組んでまいりますので、何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

## ● 保険給付事業

### ◎ 付加給付事業

1. 法定給付における自己負担額が更に軽減されるよう、組合独自の保険給付制度である付加給付事業を次のとおり実施する。
  - (1) 一部負担還元金
  - (2) 家族療養費付加金
  - (3) 合算高額療養費付加金また、請求漏れを防止するため、申請方法はターンアラウンド方式とする。

### ◎ 保険給付の適正化に関する事業

#### 1. 診療報酬明細書（レセプト）の点検事務の強化

医療給付費は、健康保険組合の支出のうち最も大きな割合を占めるものであり、その増減が組合財政に与える影響は極めて大きい。このため、レセプト点検事業を強化し、医療給付費の適正化に努める。

点検に当たっては、入院に係るレセプト及び前期高齢者納付金に影響を与える 65 歳以上の者に係るレセプトを重点的に行うなど、より効率的に実施する。

また、疑義が生じた場合は積極的に再審査請求を行うほか、再審査請求で原審どおりとされた事例であっても、なお疑義がある場合は改めて再々審査請求を行う。

#### 2. 現金給付の適正かつ迅速な処理

現金給付の適正処理を期すため、次の事項を的確に実施するとともに、加入者からの申請受付から支給までの標準期間を 21 日間と定め、これを遵守するよう迅速な処理に努める。

- (1) 傷病手当金及び出産手当金の初回請求分等については、出勤簿及び賃金台帳との照合確認を行う。
- (2) 傷病手当金については、各種年金との併給調整を確実にを行うほか、外傷性の傷病の場合は負傷原因の確認を行う。  
また、レセプト等関係資料との照合確認及び調査等により適正な支給に努める。
- (3) 出産育児一時金、家族出産育児一時金については、他の保険者と重複して給付することのないよう確認を行う。
- (4) 柔道整復師（接骨院・整骨院）に係る療養費については、柔道整復師にかかるときの留意事項などを広報誌等に掲載し、適正な受診について周知を図る。

なお、不適正な受診に係る療養費の支給を防止するため、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）な施術の場合など、疑義が生じた場合は、照会及び原因の調査を行う。

#### 3. 業務上の傷病と思われる受診者への負傷原因調査の実施

健康保険では、業務上や通勤途上における傷病は給付の対象外であるため、レセプト点検

及び柔道整復師（接骨院・整骨院）に係る療養費等により、業務上又は通勤途上の傷病と疑われる場合は、加入者に負傷原因の調査を行う。

#### 4. 第三者行為に対する求償権の行使

交通事故等の第三者行為による傷病に対して健康保険で給付を行ったときは、保険給付の範囲において被害者に代わり当健康保険組合が損害賠償請求権を代位取得し、加害者に対し求償権を行使する。

また、第三者行為による傷病と疑われる場合は、加入者に照会のうえ「第三者行為による傷病届」の提出を求め、顧問弁護士の意見を確認し確実に求償権を行使する。

#### 5. 医療費通知の実施（データヘルス計画対象事業）

加入者に医療費に対する関心を持ってもらうほか、医療機関等で発行された領収書の内容と突合することにより、診療報酬の不正請求を防止することなどを目的に、医療機関及び整骨院・接骨院で受診した加入者に対し、受診日や療養に要した医療費の総額等を記載した医療費通知を発行する。また、社会保険診療報酬支払基金が行う審査により医療費が減額され、加入者の負担額が1万円以上過払いとなった場合には、該当者にその旨を通知又は掲載する。

なお、当健康保険組合と加入者をつなぐポータルサイト「MY HEALTH WEB」では、医療費通知と同様の内容（整骨院・接骨院での受診は除く）が閲覧・印刷することが可能であることから、紙媒体での発行から「MY HEALTH WEB」への切り替えを進める。

#### 6. レセプト情報等の活用（データ分析）

レセプト（診療報酬明細書）は、加入者の受診状況、医療機関や医薬品に関する情報を知り得るデータであることから、この情報を分析し、外来における重複・頻回受診者等に対する適正受診の周知及び是正指導等に活用すると共に、効果的な保健指導を実施するため、各種健診結果と突合して活用する。更に、各種事業の効果測定及び効果検証、事業計画策定時の疾病傾向分析、生活習慣病罹患リスク予測等に活用する。

なお、これらの個人情報の活用には、個人情報保護管理規程等に基づき厳格に行うものとする。

#### 7. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進（データヘルス計画対象事業）

後発医薬品の使用促進については、医療費の削減策として有効であることから、後発医薬品に切り替えた場合と従前の医薬品を使用した場合の差額を通知し、後発医薬品の使用を積極的に進める。

また、広報誌への掲載及び後発医薬品希望シールの配付をするなど周知を図る。

なお、「MY HEALTH WEB」にて、後発医薬品に切り替えた場合と従前の医薬品を使用した場合の差額を閲覧することが可能であることから、今後の加入者への通知方法のあり方について検討を進める。

### ◎ 財源確保に関する事業

#### 1. 適用関係諸届の適正な処理

被保険者資格の取得及び喪失並びに報酬の適正な把握、また被扶養者の認定等は、健康保険組合の運営を行ううえでの基礎となるものであることから、次の事項を的確に実施する。

(1) 新規資格取得者及び定年再雇用による再取得者に対して、正確な資格取得年月日と報酬の確認を行う。

(2) 被扶養者の適正な認定

被扶養者の適正な認定は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護保険納付金の積算基礎となり、組合財政にも影響することから、被扶養者の資格の再確認（検認）を実施する。

また、資格再確認（検認）に併せて、健康保険組合の諸事業を円滑に実施するため、被保険者と住所を異にする被扶養者の住所を把握する。

(3) 資格喪失後の健康保険証回収の徹底

資格喪失届等の提出時には、保険証の添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。

また、資格喪失届等の受付後、1か月以上、保険証が未回収の場合は、事業所及び被保険者へ早期に保険証の返納催告を行う。

これにより、資格喪失後受診の防止を図るとともに、資格喪失後受診に掛かる医療費が発生した場合は、医療費返納の早期回収に取り組む。

(4) 算定基礎届の適正な処理

算定基礎届に係る標準報酬月額額の算定に関しては、賃金台帳又は給与支払明細書等により、届出内容の確認を行う。また、同時に被保険者資格取得届、資格喪失届、月額変更届及び賞与支払届の届出漏れについても確認を行う。

届出方法については、来館による事業所の負担を軽減するため、原則、すべて郵送等とし、電子申請による届出の利用を促進する。なお、届出内容に疑義が生じた場合等については、調査確認のために、来館等による提出の協力を求める。

また、適正に届け出いただくための参考書「算定基礎届・月額変更届の手引き」を全加入事業所に配付する。

(5) マイナンバーの届出遅延防止および登録の促進

新規加入時のマイナンバーの届出漏れや遅延がないように、事業主および事務担当者へ周知を図り、加入者へのマイナンバー登録の促進を行う。

また、健康保険証のマイナンバーカードへの一本化を見据え、加入者のマイナンバーカード取得および保険証登録率の向上に努める。

## 2. 保険料の納期内納付の徹底及び徴収の強化

保険料収入は、健康保険組合の運営の根幹を成しているものであり、納付が遅延し、事業の実施に支障をきたすことのないよう、口座振替の推進に努める。

また、納期を経過したにもかかわらず未納となっている事業所に対しては、速やかに連絡を取るなど積極的な対策を講じ、かつ的確な対応に努める。

なお、滞納事業所に対しては、事業主への来館要請又は事業所を訪問するなどきめ細かく催告を行い、小切手等による納付受託又は納付計画等を作成させ、納付の履行を促し年度内の収納に努める。

また、納付計画の不履行及び新たな未納が発生する場合は、直ちに事業所の銀行口座調査等を行うための手続きを進め、必要に応じて滞納処分を行う。

### 3. 適用事業所の加入勧奨

当健康保険組合の被保険者数の増加を図るため、既に参加している事業所の関連会社等の情報収集を行うなど、加入勧奨に努める。

なお、当健康保険組合への加入に関する照会のあった事業所については、当健康保険組合の事業状況に関する資料を送付するほか、説明を行う。

## ● 保健事業・福祉事業

保健事業・福祉事業は、健康保険組合の存在意義、存続のための最も重要な事業であり、また、保険者機能を発揮し得る唯一の機能であることから、常に事業内容の点検と見直しが求められる。そうした観点からこれまでの健診事業の課題・問題点を整理し、健診体系の再構築を行った。

新しい健診体系では、必要な者に必要な健診を提供するため、国の推奨年齢に応じたがん検診を基本項目に組み入れることにより、提供する健診を明確化するとともに、被扶養者健診の無料化や受診期間の通年拡大など、受診率の向上を目指した内容としている。今年度は新体系による健診事業のスタートの年度であることから、再構築に伴って受診率の低下や混乱が生じることがないように、丁寧に、きめ細かく事業を行っていく必要がある。

また、今年度は第2期データヘルス計画（全6年）の最終年度となることから、計画達成に向けた積極的な事業展開を図るとともに、第2期のまとめと分析を行い、第3期計画の策定に反映する。

（注）データヘルス計画とは、医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づいて、現状を把握し、健康課題を抽出して課題解決に向け、保健事業に関する計画をPDCAサイクルで実施する取組み。

## ◎ 特定健診・特定保健指導事業

### 1. 特定健診及び特定保健指導（データヘルス計画対象事業）

特定健診・特定保健指導は、40歳以上の加入者に対し実施することが法令により義務付けられていることから、40歳以上の加入者に対し、次のとおり実施する。

#### (1) 特定健診

40歳以上の加入者（被扶養者を含む）については、生活習慣病（フルパック）健診及び人間ドックに特定健診の検査項目を包含して実施する。

目標受診率 77.0%

#### (2) 特定保健指導

健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群（メタボリックシンドロームに移行する恐れのある者）と判定された者については、特定保健指導を実施する。特定保健指導の実施に当たっては、対象者自らが立案する生活習慣の改善を図るための行動計画及び行動目標の作成を支援するとともに、行動目標を達成できるように健診結果・レセプト情報等から個人に合った数値の改善及び生活習慣病の予防の取組みを指導・支援する。

保健指導の実施に当たっては、事業所担当者がいつでも入力できる面接予約システムやテ

レビ電話方式での面接など、積極的に ICT の活用を図り、効率的に行う。また、健診会場又は事業所に出向いて行う個別面接等についても、これまで通り実施するほか、外部指導機関を活用することにより実施率の向上を図る。なお、現在電話で行っている継続支援については、迅速な支援をする観点から LINE 等 ICT の活用も取り入れていくこととする。

目標実施率 31.9%

## ◎ 疾病予防に関する事業

人が生涯にわたり、生活の質の維持と向上を図り、健やかに過ごすためには、健康であることが何よりも大切である。

そのため、加入者に対して広く健康診断を実施し、今ある身体状況について把握する機会を提供する。また、健康診断の受診率向上のため、未受診被保険者に対しては、その情報を事業主に提供し、事業主等による受診勧奨を推進する。未受診被扶養者に対しては事業主の協力を得て、事業主と健保組合連名による受診案内を行う。

なお、事業全体を通して、健診結果に基づき生活習慣を改善する必要がある者や早期治療を必要とする者などに対して保健指導を実施する。

### 1. 生活習慣病予防対策（データヘルス計画対象事業）

#### (1) 健診事業

##### ① 被保険者の一般健診（40歳未満）

病気の予防には、若いうちから健康管理に対する意識付けが重要であることから、今年度から40歳未満の全被保険者を対象に、従来的一般健診に肺がん、子宮がん検診を追加した新たな一般健診を実施する。また実施方法は、事業所巡回及び集合方式による健診、並びに直接契約及び委託契約健診機関での個別健康診断とする。なお、健診体系見直しの経過措置として、35歳から39歳の希望者は、有料オプション検査として胃がん検診を追加できるものとする。（オプション料金：バリウム検査3,000円、内視鏡5,000円）

目標受診率 87%

##### ② 被保険者の生活習慣病（フルパック）健診（40歳以上）

食生活をはじめとする社会環境の変化と加入者年齢構成の高齢化に伴い、生活習慣病に罹患する人の割合が大きくなっているため、今年度より40歳以上の被保険者には5大がん検診を基本項目とした生活習慣病（フルパック）健診を実施する。また、健診基本項目の追加変更に伴い、一部負担金を7,000円とし、50歳以上の男性にオプション設定する前立腺がん検査のオプション料金を1,000円とする。

なお、基本項目とする胃の検査はバリウム検査とし、内視鏡検査を選択する場合は選択料を5,000円徴収する。

目標受診率 87%

##### ③ 被扶養者の一般健診（40歳未満）

被扶養者については、職場等での健康管理に関する啓発機会がなく、健診受診の意識がうすいため、若いうちから、健診受診の習慣を身につけてもらうように働きかけていくことが

重要である。

今年度より 20 歳以上の被扶養者を対象に、被保険者と同じ一般健診を実施する。

但し、対象者は以下の範囲とする。

20 歳～29 歳：被扶養配偶者

30 歳～39 歳：全被扶養者

また、健診の一部負担金は無料とする。なお、実施に当たっては、案内を対象者へ直接送付するほか、広報誌及びホームページ等で周知する。

目標受診率 33%

#### ④ 被扶養者の生活習慣病（フルパック）健診

今年度より 40 歳以上の被扶養者には、5 大がん検診を基本項目とした生活習慣病（フルパック）健診を実施する。また、一部負担金は無料とし、これに伴い胃の内視鏡検査の選択については廃止とする。なお、実施に当たっては、案内を対象者へ直接送付するほか、広報誌及びホームページ等で周知する。

目標受診率 45%

### (2) 保健指導事業

前記(1)の健診結果に基づき、予防対策が必要な者に対して、生活習慣の改善のための保健指導を実施する。また、治療が必要な者に対して治療勧奨を実施する。

保健指導の方法は、ICT を活用して行うテレビ電話方式での面接を積極的に実施するほか、健診会場又は事業所に出向いて行う個別面接及び健保会館に招集して行う個別面接も実施する。また、面談が出来ない者に対しては、文書などにより支援を行う。

## 2. 人間ドック補助（データヘルス計画対象事業）

健診体系の見直しによって、フルパック健診は 5 大がん検診を基本項目とすることから人間ドック相当の検査内容を備えることとなる。そのため、当健保ではフルパック健診の受診を推奨していくこととする。従って、継続して人間ドックの受診を希望する者に対しての補助額は 15,000 円に引き下げる。なお、対象者は 35 歳以上の被保険者とする。

## 3. 歯科健診（データヘルス計画対象事業）

歯の健康は、生活の質・健やかな日常に与える影響が大きく、また医学的知見として全身の身体疾病との関連も明らかになってきていることから、歯科疾患予防のため、歯科健診の受診機会を提供する。

健診の実施については全国 1,700 の歯科医院をネットワークする事業者に委託して行う。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」にて「生涯を通じた歯科健診」＝「国民皆歯科健診」が具体的に検討されることとなっていることから、今年度は試験的に、40 歳の区切り年齢の者 600 名に対し歯科健診の案内を行い、その 1 割の者（60 名）の受診行動を目指す。



#### 4. H・ピロリ菌郵送検査（データヘルス計画対象事業）

H・ピロリ菌は、胃がんの原因になることが明らかになっていることから、検査の機会を提供するため、20歳からの5歳刻み年齢の希望する者に対して受診機会を提供する。

#### 5. インフルエンザ予防接種補助（データヘルス計画対象事業）

COVID-19の流行により、感染予防対策（アルコール消毒、マスクの着用、手洗い）を徹底するとインフルエンザの流行防止に有効であることが分かっている。一方、ワクチン接種は、重篤化を避け、健康被害を最小限にとどめることには有効である。そのため、インフルエンザ対策事業は、主軸を感染予防対策の周知・広報に移し、ワクチン接種の補助額は1,000円に引き下げする。

なお、個人宛領収書の補助金申請はMHWからの個人申請のみを受付する。

※MHW（MY HEALTH WEB）とは健保と加入者を結ぶポータルサイトの名称

#### 6. 糖尿病重症化予防対策事業（データヘルス計画対象事業）

糖尿病は、その罹患の有無や病状によって医療費に大きな差が生じ、特に入院治療を必要とする状況となった際には、医療費は高額となる。罹患本人にとっての身体的負担の軽減、医療費適正化の観点および糖尿病重症化予防は必要不可欠な対策であることから、糖尿病領域（健診結果HbA1c 6.5以上）にあるにも関わらず、医療機関で受診していない未治療者に文書による受診勧奨を行い、その後の受診状況を確認して、重症化予防を講じる。

#### 7. 高血圧重症化予防対策事業（データヘルス計画対象事業）

当健康保険組合は、高血圧に起因する脳血管疾患・心疾患の入院医療費が他の健保連加入の全健保組合と比較して高額であり、健康スコアリングレポートにおいても3年連続して高血圧のリスク保有者率が高いことを指摘されているため、高血圧においても重症化予防の取り組みが重要となっている。

このため、脳血管疾患・心疾患のリスクが高い高血圧（収縮期血圧が160mmHg以上または拡張期血圧が100mmHg以上）であるにも関わらず、医療機関で受診していない未治療者に文書による受診勧奨を行い、その後の受診状況を確認して、重症化予防を講じる。

#### 8. メタボリックシンドローム予備群（40歳未満）対策事業

当健康保険組合は、40歳になる前に肥満になり、特定健康診査の対象年齢（40歳）到達時に既にメタボリックシンドロームとなっている者が多数存在しており、それが特定保健指導の対象者を増加させ、実施率向上の阻害要因となっている。

そこで40歳未満の者で、体格指数（BMI）が25を超えている者を対象に、現在の肥満状況とすぐに取り組みできる生活改善内容を通知し、あわせて食事改善アプリ等について案内を行う。

また、対象者の肥満改善の意思、生活環境についてのアンケート調査を実施し、今後の予防対策の案を検討する。

#### 9. 心の健康対策（メンタルヘルスケア）（データヘルス計画対象事業）

景気の動向や社会情勢を背景に、仕事や職場環境、職業生活に関する強い不安や悩み、また家庭での出来事によりストレスを感じている人が多くなってきている。

ストレス等精神的なことに起因する病気を予防する方法の一つとして、専門的な知識を有する者に相談することが挙げられる。いつでも電話相談やウェブ相談、また面接相談ができるようにするため、専門機関に委託し、相談体制を整える。

また専門機関は、事業主等の管理者側からの相談窓口としても活用できるようにする。

#### 10. 疾病予防教室（データヘルス計画対象事業）

健康及び疾病予防に関するテーマを設定した健康セミナーを、年2回、直営保養所「みやぎの」において、保健指導員と現地スタッフとの共同企画として開催予定とする。

#### 11. 健康教育DVD教材貸出し事業

運動、喫煙、歯科、高血圧、糖尿病、熱中症などの健康教育教材（DVD動画）について事業所で行う研修会、勉強会などに貸出しを行い、健康づくりに関連する知識の向上を図る。

### ◎ 健康教育・健康相談に関する事業

#### 1. 健康相談の実施

加入者が、病気、禁煙等の相談ができるよう、当健保会館内に健康相談室を設け、当健康保険組合の嘱託医及び保健指導員が健康相談を実施するとともに、相談内容に応じて医療機関の紹介を行う。相談はオンライン面接でも受付する。

#### 2. 広報誌「家具けんぼ」の発行（データヘルス計画対象事業）

加入者に対し、最新の組合情報や各種事業の実施案内及び実績結果等を、お知らせするため、広報誌を作成し、事業所経由で配付する。

なお、健診事業のお知らせ等、被扶養者への情報周知が必要となるものについては、自宅へ直接送付する。

#### 3. 研修等の支援（データヘルス計画対象事業）

健康の保持・増進は、生活習慣に着目した日頃からの運動習慣、食習慣、喫煙、飲酒などといった健康管理について、一人ひとりが関心を持つことが大切であることから、事業所の新入社員研修を支援するため動画配信を行う。

なお、事業所が行う健康イベントに際しては、要望に応じて、血管年齢測定、骨密度測定、内臓脂肪量測定、肺年齢測定、老化測定など各種医療機器も活用し、健康づくり意識の醸成の支援を行う。

#### 4. 健康保険委員会の開催（データヘルス計画対象事業）

健康保険組合の円滑な事業運営を行うことを目的に設置している健康保険委員について、未設置事業所に対しては、委員設置の対策を図る。

健康保険委員に、当健康保険組合と加入者との橋渡しをしてもらうため、健康保険委員会

を開催し、委員の活動に必要な情報の提供や資料の配付、健康に関する専門家による講演などを行う。

なお、委員会の開催にあたっては、より多くの委員が参加できるようにオンライン参加方式で開催する。

#### 5. ホームページの充実（データヘルス計画対象事業）

健康保険組合の概要や諸手続きの方法等や最新の組合情報及び事業内容等を加入者に分かりやすく伝えるため、ホームページ内容の充実に努める。

また、健康保険組合の概要や諸手続きの方法等をまとめた「健康保険ガイドブック」を、ホームページに、デジタルブックとして掲載する。

現在、誰もがスマートフォンやタブレット式端末を持つようになり、インターネットからの情報の取得が手軽にできることから、スマートフォンの対応も図る。

#### 6. 健康企業宣言事業所に対する支援事業（データヘルス計画対象事業）

「健康企業宣言」を行い健康経営に取り組む事業所に対して、健康教室や健康づくりイベントの講演に際して講師派遣料の補助を行うとともに、健康情報（チラシやリーフレット等のコンテンツ）を提供し、さらに、当健保会館診療所による禁煙治療プログラムを完了した者に対しては、要した薬剤費総額の9割相当額の補助を行う。（遠隔地等により会館内診療所の診療を受けるのが困難な場合は遠隔診療を行う。）

なお、健康づくりイベントの開催に際しては、血管年齢測定、骨密度測定、内臓脂肪量測定、肺年齢測定、老化測定など各種医療機器も活用し、健康づくり意識の醸成を行う。

#### 7. 健康経営通信等の送付（健康経営の推進）（データヘルス計画対象事業）

経済産業省が推奨する、企業による従業員の健康管理・健康づくりの推進は、単に医療費という経費削減のみならず、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとして重要と言われている。

そこで、企業ごとに現状を把握していただき、健康経営を目指す企業の一助となるよう、当健康保険組合が所有する各種データ（医療費及び健診結果等）を活用し、事業所ごとの健康経営通信を作成のうえ送付する。

また、レセプト情報、特定健診等情報データベース（NDB）をもとに作成される、事業所別「健康スコアリングレポート」（加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、事業所毎に全国平均や組合平均と比較してその事業所の立ち位置を見える化したもの）については、事業所と共有し、コラボヘルスを推進する。

### ◎ 健康づくりに関する事業

当健康保険組合が保有する保養施設及び安価な利用が可能となる全国展開のスポーツジムの活用促進等により、加入者の健康の保持・増進を図るための事業を実施する。

#### 1. 直営保養所の運営（データヘルス計画対象事業）

神奈川県箱根町に所有する直営保養所「みやぎの」の運営は、コロナ感染症に対する宿泊に係るガイドライン等に基づいた感染予防対策を徹底し、安心して利用していただけるように努める。

利用者の拡大を目的として、今年度より、加入者に同行する「祖父母・父母・配偶者・子どもの配偶者・孫」の利用料金を加入者と同額とし、また、20名以上の団体利用については、割引制度を設定するなど、一層の利用促進を図る。

また、共同運営者（電設工業健康保険組合）と協議のうえ、開所後35年を超え、老朽化が進んでいる屋根と外壁の葺き替え修繕工事を実施することとし、他の諸設備等についても利用者の安全性を確保するために適宜補修を行い、快適に過ごせる環境維持に努める。

## 2. 事業所対抗野球大会の開催（データヘルス計画対象事業）

加入者の健康促進・体力づくりの場として、また職場の同僚や家族とのコミュニケーションを図り、更には他の企業との交流の場となるよう事業所対抗野球大会を開催する。

なお、開催に当たっては、軟式野球連盟のガイドラインに基づき、コロナ感染症に対する感染予防対策を徹底する。

## 3. ウォーキング事業の実施（データヘルス計画対象事業）

健康づくりの機会としてだけでなく、家族や職場の同僚とのコミュニケーションの場として、また日頃のストレス発散の場として、より多くの加入者が参加できる「ウォーキング大会」を開催する。また、気軽に参加できるWEBによるウォーキング大会を実施する。

## 4. スポーツクラブの利用促進（データヘルス計画対象事業）

運動不足の解消及び体力強化を目的に、体を動かす機会の場としてスポーツクラブ（ルネサンス）と法人契約を継続し、全国にある施設等を利用することにより健康増進及び体力強化の意識を高める。

## 5. 契約保養所の利用

加入員の憩いの場として全国にある35の契約施設と引き続き特別会員契約を締結し、割引料金で利用できるようにする（一人一泊500円の割引）。また、旅行業者「H I S」と契約を締結し国内外のパッケージ旅行を割引価格で利用できるようにする。

## 6. 東京都総合組合保健施設振興協会等が実施する共同事業への参加

東京都総合組合保健施設振興協会等が実施する健康維持・増進等のための共同事業をホームページ等で広報し、加入者の参加を促す。

○東京都総合組合保健施設振興協会

### 【主な実施事業】

・脳検査事業・保養所共同利用事業・会場を設置し、血管年齢や骨密度測定等を行う健康フェスティバルの開催・一日介護、健康講座の開催等

○全国社会保険共済会

### 【主な実施事業】

- ・子育て支援事業・いきいき終活セミナー事業・葬祭サービス事業・カルチャー講座幹旋事業

## 7. 診療所の設置（データヘルス計画対象事業）

被保険者及び被扶養者を対象に、嘱託医による診察を行うとともに必要に応じて専門医療機関を紹介するなど、早期治療により病状の重症化を防ぎ医療費の抑制に努める。また、禁煙希望者に対して禁煙の支援を行う。

なお、嘱託医の判断により投薬が必要な者には投薬治療を行うが、薬剤費については一部負担金を徴収する。

## 8. MHW登録率対策

今後、健保組合の事業（医療費通知、ジェネリック差額通知、健診結果の参照をはじめ、各種通知、疾病教室の申込み、インフルエンザ予防接種補助金申請等）はMY HEALTH WEBに切り替えていくこととしており、MHW登録率の向上が、必要不可欠となる。

このため、新規加入時の登録の徹底を行う他、登録促進対策としてのインセンティブ制度等について検討する。

## 9. オンライン資格確認等システムへの特定健康診査情報の月次登録

特定健康診査の受診者について、受診者自身がマイナポータルにて参照できるよう、月次で組合に到着した健診結果を社会保険診療報酬支払基金へ登録する。

以上が令和5年度の事業実施計画であるが、健康保険組合は、将来に亘り安定的かつ健全な事業運営が求められている。

このため、事業の実施に当たっては、加入者のニーズに的確に応えるため、事業主代表、被保険者代表、組合事務局代表で構成される事業検討委員会で十分な検討を行い、検討結果を理事会に報告し事業運営に反映する。

また、事務局においては、個人情報保護の徹底を図るとともに、より一層の経費削減、自己研鑽に努める。

なお、事業所への各種通知等においては、誤送付の防止及び郵送料の削減を目的に、電子配信システムを活用する。

## 令和5年度 収入支出予算概要表

### 【健康保険】

基礎数値 平均被保険者数 27,730名 平均標準報酬月額 349,300円 賞与支給率 2.44ヶ月

| 収入の部              | 収入額（千円）    | 備 考 |
|-------------------|------------|-----|
| 保 険 料             | 13,805,096 |     |
| 国 庫 負 担 金         | 5,747      |     |
| 調 整 保 険 料         | 182,121    |     |
| 繰 越 金             | 581,610    |     |
| 繰 入 金             | 279,729    |     |
| 国 庫 補 助 金         | 3,066      |     |
| 財 政 調 整 事 業 交 付 金 | 132,077    |     |
| 雑 収 入             | 144,512    |     |
| そ の 他             | 210        |     |
| 収 入 合 計           | 15,134,168 |     |

| 支出の部              | 支出額（千円）    | 備 考 |
|-------------------|------------|-----|
| 事 務 費             | 243,839    |     |
| 保 険 給 付 費         | 7,700,237  |     |
| 納 付 金             | 5,869,486  |     |
| 保 健 事 業 費         | 924,244    |     |
| 営 繕 費             | 74,250     |     |
| 財 政 調 整 事 業 抛 出 金 | 182,121    |     |
| 積 立 金             | 22,169     |     |
| そ の 他             | 15,652     |     |
| 予 備 費             | 102,170    |     |
| 支 出 合 計           | 15,134,168 |     |

### 【介護保険】

基礎数値 平均被保険者数 16,450名 平均標準報酬月額 389,400円 賞与支給率 2.50ヶ月

| 収入の部      | 収入額（千円）   | 備 考 |
|-----------|-----------|-----|
| 保 険 料 収 入 | 1,671,907 |     |
| 繰 越 金     | 94,501    |     |
| 雑 収 入     | 3         |     |
| 収 入 合 計   | 1,766,411 |     |

| 支出の部      | 支出額（千円）   | 備 考 |
|-----------|-----------|-----|
| 介 護 納 付 金 | 1,674,639 |     |
| 還 付 金     | 100       |     |
| 雑 支 出     | 50        |     |
| 予 備 費     | 91,622    |     |
| 支 出 合 計   | 1,766,411 |     |